

2022年10月21日

消費者庁 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライトシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477

意見募集に対する意見書

2022年9月21日に御庁において募集された、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）」に関して、当団体の意見を述べる。

1 消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）、第1条の2（相談を行うための方法）について

（1）意見の内容

規定案には反対はいたしません。しかし、消費者契約法上の取消権の要件を定めるにあたっては、内閣府令等への委任は限定されるべきであり、取消ができる範囲を制限するような定めにならないよう求めます。

（2）意見の理由・補足等

相談手段として電話及び電子メールを例示した上で、「その他の」「相談を行うために事業者以外の者と連絡する方法として通常想定されるもの」という文言により、相談方法を広く捉えられる形で規定を設けたことには反対はいたしません。ただし、現在消費者が多く使用している SNS によるメッセージやスマートフォンのアプリケーションを利用した通話等や、将来、情報通信手段の進展により消費者が新たなアプリケーション等を利用した通信手段を用いて相談するようになった場合が除外されることのないよう逐条解説等で明確に示されるべきと考えます。

規定案に積極的に賛成していないのは、取消権の要件を内閣府令で規定することは、消費者契約法の役割と本質を変質化することに繋がるからです。消費者関連諸法における消費者契約法の役割は、様々な不当勧誘等に十分かつ効果的に対処できることであり、法令の文言がある程度包括的でないと柔軟な運用が妨げられるおそれがあります。このような包括的な民事ルールである消費者契約法の役割に照らすと、消費者契約法上の取消権の要件を定めるにあたっては、内閣府令等への委任は限定されるべきであり、法及び内閣府令等において取消ができる範囲を制限するような定めにならないよう求めます。

2 消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）、第1条の3（消費者契約の条項の開示要請に係る手続）、消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）、第1条の4（損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請に係る手続）について

（1）意見の内容

いずれも反対はしません。なお、努力義務であっても法的義務なので、この規定に基づいて要請があった場合には、事業者がその要請に適切に応じることを実現させることが重要であると考えます。

（2）意見の理由・補足等

改正消費者契約法12条の三～五は、努力義務とはいえ適格消費者団体からの問い合わせに法的根拠を与えるものであり、今後の活動において有効に活用していければと考えていますが、事業者の対応によっては、これらの規定が十分に生かされないおそれもあります。そこで、事業者がこの規定を尊重するよう促すために、逐条解説で明確にするなどの対応が必要と考えます。

以上